

3 **【施策③】 県民・企業等との協働を推進するための体制の構築**

県内の沿道では、地域住民等が主体となった花木の植栽や除草など、様々な沿道修景美化に関する活動が行われていますが、造園や植物、景観等についての専門的な知識や技術が不足しているために、活動の内容や幅が制限されているケースが見られます。

さらに、地域の高齢化や過疎化が進行する中で、活動を継続、発展させていくための担い手不足や財源の確保が大きな課題となっています。

そこで、地域における沿道修景美化に関する活動について、行政に対するニーズを捉え、充実した支援を行うための体制を構築し、県民・企業等との協働による沿道修景美化を県内各地で推進していきます。

(1) 『沿道修景アドバイザー制度』の構築

地域における沿道修景美化に関する活動に対して、技術的な助言や支援を行うことのできる専門家等を、活動団体等からの求めに応じて、アドバイザーとして派遣するための「沿道修景アドバイザー制度」を構築します。

制度の検討に当たっては、既存の「景観アドバイザー制度」を活用しながら、より効果的な制度の姿について検討を行っていきます。

また、アドバイザーは、造園や植物、景観、まちづくり、地域づくり等の専門家から候補者を選定することとしますが、アドバイザー間での情報共有を図るとともに、説明会や報告会等を実施するなど、沿道修景美化基本計画についての理解を深めるための取組を行っていきます。

○アドバイザーの役割

- ・ 県民や企業等が行う植栽活動等に対する技術的な助言や支援
- ・ 国や県、市町村等が実施する植栽設計や工事等に対する技術的な助言や支援
- ・ 沿道修景美化に関する講習会や講演会への講師としての参加 など



写真7：県民等との協働による沿道修景美化（国道268号 小林市野尻町）

(2) 協働を推進するための枠組『ひなたモデル』の構築

地域における沿道修景美化に関する活動を今後も継続・発展させていくために、行政と沿道修景アドバイザーによる支援を通し、それぞれの担い手同士の連携を強化していく枠組「ひなたモデル」を構築し、沿道修景美化を通じた地域の活性化と、新たな担い手の確保・育成を目指します。

枠組の中では、「クリーンロードみやざき推進事業」等の既存の制度の活用、連携を図りながら、支援の幅を拡充していきます。

○協働の推進に向けた検討

協働推進に向けた取組の検討に当たっては、積極的な情報発信やPR活動を行うことで、地域や企業が取組に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、地域にとっての活動意義や企業にとってのメリットにつながる評価等の仕組みについて、ワーキンググループにおける検証等を踏まえながら検討を行っていきます。

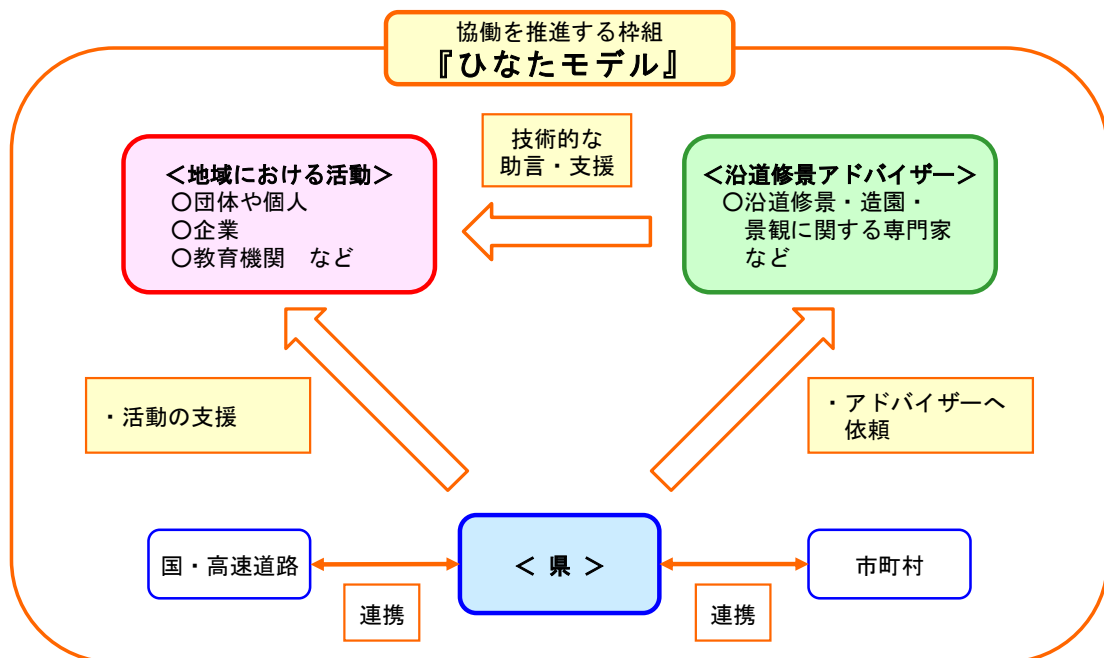


図 14：協働を推進する枠組『ひなたモデル』

4 施策の推進

各施策を推進していくために、県内の各ブロックに設置するワーキンググループを中心とした計画・実行・検証・改善のPDCAサイクルを構築し、各ブロックにおける沿道修景美化の取組を機動的に推進していきます。

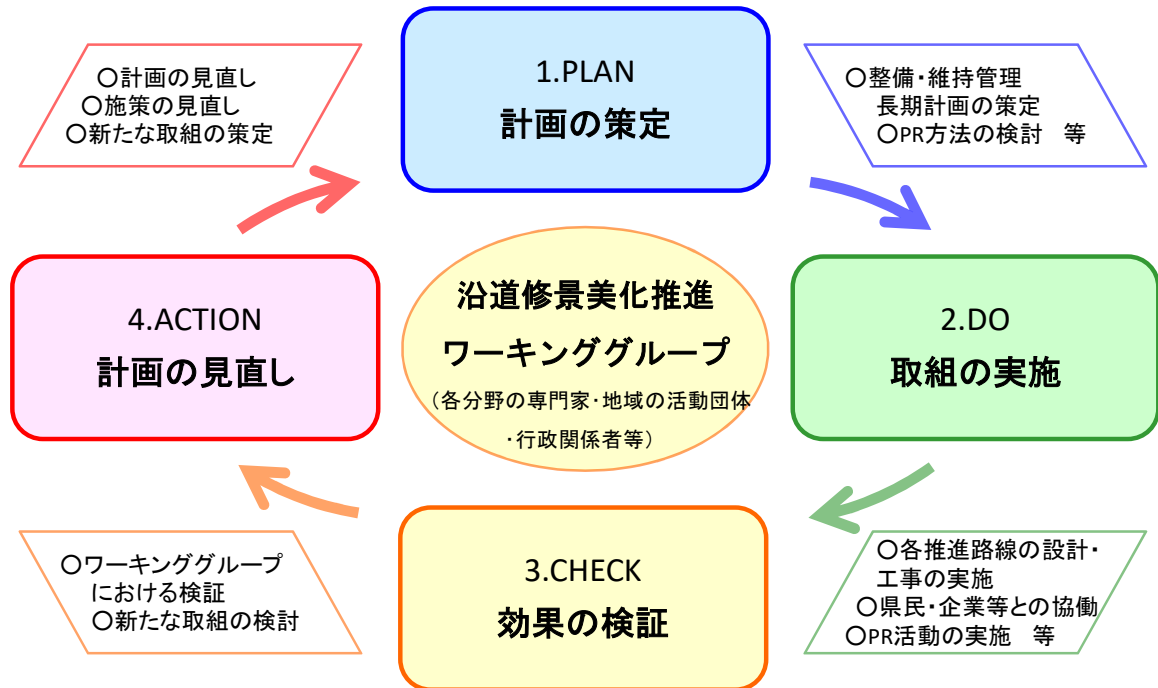


図 15：沿道修景美化推進のPDCAサイクル

○ワーキンググループの役割

ワーキンググループでは、各ブロックにおける沿道修景美化の取組状況について、専門家と地域の視点を踏まえた検証を行い、計画・施策の見直しや改善に反映させていくために、ワーキンググループ間での情報共有を図りながら、県全体を見据えた幅広い視点で議論できる体制づくりを目指していきます。

○ワーキンググループの設置ブロック割

ワーキンググループを設置するブロック割については、平成27年度に沿道修景美化基本計画の策定に係る検討のために設置した県内5ブロックを基準としながら、今後実施する実施設計・植栽工事の進捗に合わせて設定していきます。

○ワーキンググループの委員選定

ワーキンググループでは、幅広い視点から評価・検証ができる体制を構築するために、造園や景観、植物の専門家や、地域の住民、関係する活動団体、行政関係者等に加えて、観光や地域づくりといった分野からも候補者を選定することとします。

ワーキンググループの委員数は10名程度を予定していますが、選定にあたっては、集中した議論を行える組織、規模となるよう留意します。

(1) PLAN : 「計画の策定」

沿道修景美化推進路線について、それぞれの修景コンセプトと整備・維持管理方針に基づき、今後の工事や維持管理を計画的に推進していくための「整備・維持管理長期計画」を策定します。

また、県内外へ広く情報発信していくための、効果的なPR方法等についての検討を行います。

○整備・維持管理長期計画の策定

沿道修景美化推進路線では、植栽地区の新設やリニューアル等の設計及び工事と、その後の維持管理の2段階のプロセスを経て、推進路線の修景コンセプトが示す目標像の実現と、その姿の長期的な維持を目指していくこととなりますが、そのためには、工事からその後の維持管理までを一連の流れとして示した長期的な計画が必要となります。

整備・維持管理長期計画の策定に当たっては、これまで1年1サイクルで実施してきた維持管理について、工事に伴う植栽花木の植替え等のタイミングや、生長の早さ等も考慮し、複数年をかけて1サイクルの整備・維持管理を行うための計画とすることにより、長期的に効率の良い維持管理の実現を目指します。

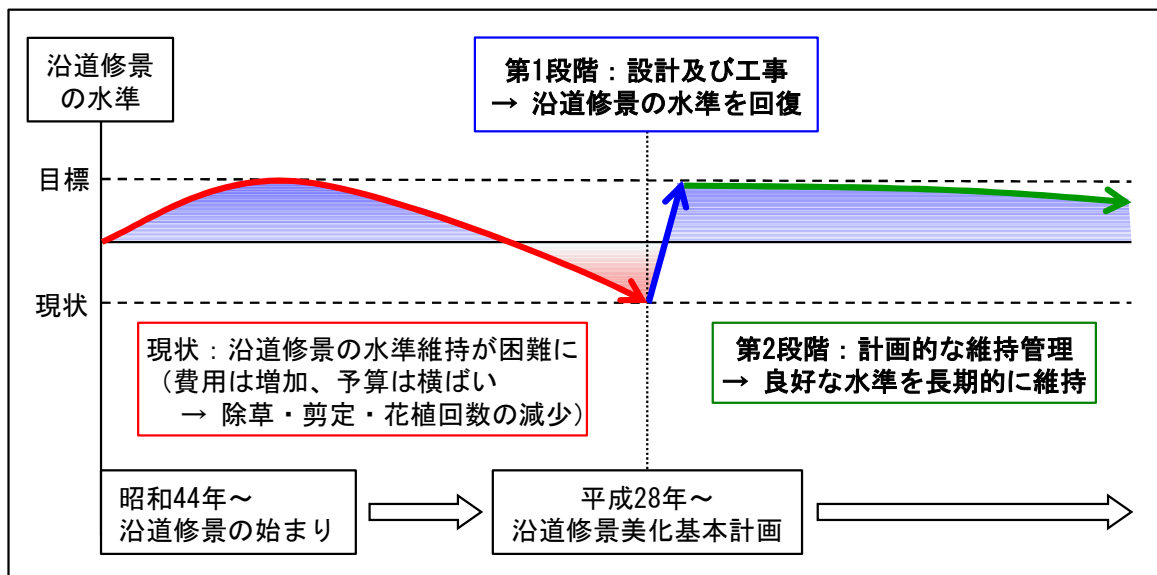


図 16：整備・維持管理長期計画が目指すイメージ

○効果的なPR方法についての検討

沿道修景美化基本計画の下での取組を県内外へ広く情報発信し、協働への参画や郷土美化意識の醸成を促すための、効果的なPR方法についての検討を行います。

検討に当たっては、平成28年度に実施した『県民と築く「美しい宮崎づくり」沿道修景美化モデル事業』におけるPR方法と効果について検証するとともに、地域におけるイベントと連携した取組等について検討を行っていきます。

(2) DO : 「取組の実施」

沿道修景美化推進路線について、それぞれの整備・維持管理長期計画の下で、設計と工事、及びその後の維持管理を実施していきます。

合わせて、PR イベント等を実施し、県内外へ広く情報を発信していきます。

○設計及び工事の内容

- ・沿道修景植栽地区の新設、リニューアル、撤去の設計及び工事
- ・良好な眺望地点における伐開
- ・植栽花木の撤去や間引き、切戻しを部分的に行う試験施工 など

なお、設計及び工事の実施に当たっては、景観や造園、植物特性等に精通したアドバイザーからの助言を活用しながら実施するとともに、業務委託においては、事前に技術提案を募集する契約方式等についても検討を行うこととします。

○維持管理について

整備後の維持管理に当たっては、これまでの沿道修景美化における課題等を踏まえた、以下に示す事項に留意することとします。

①除草について

(課題)

- ・労務費や資材単価の高騰等の要因で、限られた予算内で県内全体に行き届いた除草を行うことが困難

(留意事項)

- ・効率的な除草の手法と、路線ごとにメリハリのある適切な除草回数等について検討するとともに、必要に応じ除草剤の散布や防草対策等を併用する。
- ・交差点や横断歩道付近など、特に交通安全に留意する必要がある箇所については、防草対策を積極的に活用する。

②樹木管理について

(課題)

- ・植栽樹木の高木化による維持管理費用の増加
- ・植栽樹木の老木化による病虫害の発生、倒木や落枝の危険、周辺景観との不調和
- ・植栽樹木の生長による歩道部の根上がり
- ・沿道修景樹木と地域の景観、地域の活動により植栽された樹木との不調和

(留意事項)

- ・老木化や高木化、樹木の健全性等を考慮し、植替えや切戻し、撤去等の必要な措置を講じるとともに、管理水準の見直しを行う。
- ・管理水準の見直しに当たっては、樹木管理台帳を作成し、将来的な目標樹形に向けた長期的な剪定計画のもとで樹木管理を行うことにより、不要な剪定を行わないなど、効率的な維持管理方法を検討する。
- ・樹種の選定に当たっては、路線の特徴や周辺景観、地域活動との調和を図りつつ、植物の生長を考慮した植栽箇所の広さ、工作物や占用物件への影響等から総合的に判断するとともに、必要に応じて植栽基盤の調査や土砂の入替等の整備を行う。
- ・維持管理作業の実施に当たっては、樹種ごとの花や紅葉の時期を考慮し、年間を通して景観に彩りを与えられるよう留意する。

③寄植管理について

(課題)

- ・寄植の生長、繁茂による交通安全面での支障、ゴミの投棄、防犯上の懸念
- ・寄植の老木化による葉や花の付きの悪化
- ・過剰な寄植による維持管理費用の増加

(留意事項)

- ・繁茂や老木化といった問題が生じている箇所をはじめ、交通安全面での支障や防犯上の懸念が生じている箇所等について、植替えや切戻し、撤去等の必要な措置を講じるとともに、管理水準の見直しを行う。
- ・管理水準の見直しに当たっては、車両や歩行者の交通量、植栽箇所の広さ、樹種ごとの生長、花の時期等から総合的に判断する。
- ・交差点や横断歩道付近等、特に交通安全に留意する必要がある箇所については、視距を阻害しないための維持管理と、防草対策等について検討する。

④花の植栽について

(課題)

- ・花の種類、植栽場所、植栽時期等の判断

(留意事項)

- ・花の植栽に当たっては、道路の利用状況、周辺の植栽状況、自然景観等を考慮し、植栽を行う場所に応じた花の種類と植栽時期について検討する。
- ・新たに花の植栽を行う場所の選定に当たっては、道路の利用状況、周辺の植栽状況、自然景観等を考慮するとともに、将来的な地域や学校との協働による植栽活動の展開等も見据え、安全性も考慮して選定する。
- ・花の種類を選定に当たっては、場所に応じて一年草や多年草の活用によるコスト削減の可能性についても検討する。

⑤中央分離帯について

(課題)

- ・樹木の生長や寄植の繁茂、雑草の繁茂による視距の阻害

(留意事項)

- ・中央分離帯の植栽管理については、寄植及び樹木の考え方に準じ適切に行う。
- ・交差点や横断歩道付近等、特に交通安全に留意する必要がある箇所については、防草対策の積極的な活用を検討する。

⑥眺望の阻害への対応について

(課題)

- ・雑草や雑木の繁茂、民地の樹木の生長による眺望の阻害

(留意事項)

- ・眺望の視点場としてふさわしい箇所については、適切な除草、伐開等の維持管理に努める。
- ・民地における眺望を阻害する雑草や雑木については、関係する地域や市町村との連携による対応方法について検討する。

(3) CHECK : 「効果の検証」

各沿道修景美化推進路線における、整備・維持管理及び各種 PR 活動等の取組の状況について、ワーキンググループにおいて検証するとともに、今後に向けた計画の見直しの必要と新たな取組についての検討を行います。

(4) ACTION : 「計画の見直し」

検証の結果を踏まえ、整備・維持管理長期計画等の内容について見直しを行い、その後の取組に反映させていきます。

また、沿道修景植栽地区、沿道自然景観地区、沿道修景指定樹木の新たな指定や見直しの必要について、景観・修景的な視点と、文化・歴史的な視点の両方から検討を行っていきます。



写真 8 : 県道小林えびの高原牧園線の沿道修景美化 (小林市)

第4章 『参考資料』

1 計画の検討体制

沿道修景美化基本計画の策定に当たっては、道路、造園、景観、観光等の各分野の学識経験者や専門家、及び道路利用者等から、それぞれの立場を踏まえた幅広い視点からの意見を伺い、計画に反映させるために「沿道修景美化推進検討委員会」および「地域ワーキンググループ」を設置しました。

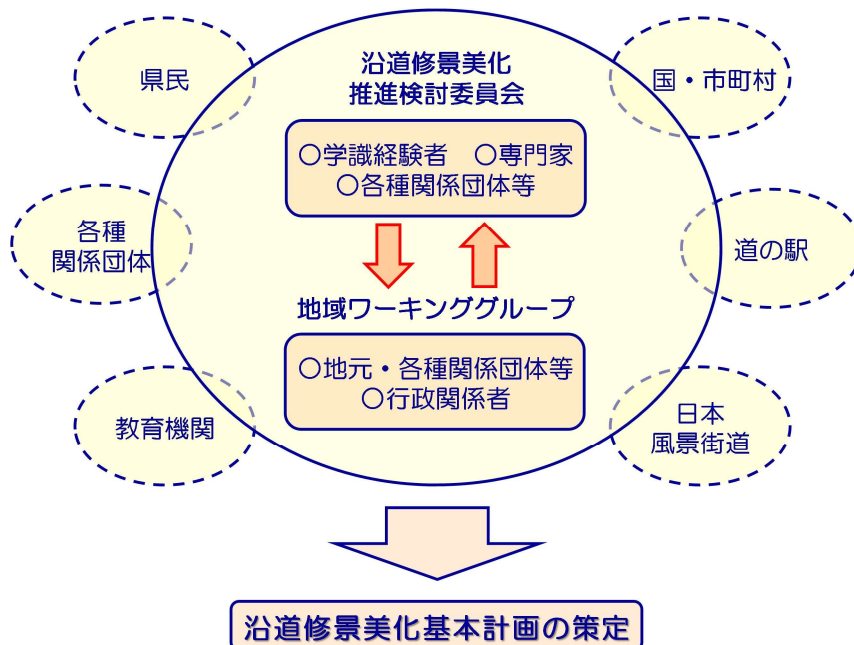


図 17：沿道修景美化基本計画の検討体制

(1) 沿道修景美化推進検討委員会

1) メンバー構成

各委員の立場から幅広く意見を聴取し、計画に反映させるため、道路、造園、景観、観光等の各分野の学識経験者や専門家に加え、各種関係団体、企業及び行政の委員により構成する。

2) 検討事項

表 5：沿道修景美化推進検討委員会での検討事項

第 1 回検討委員会 (H27. 10. 16)	<ul style="list-style-type: none"> 沿道修景美化の現状と課題について 今後の検討の方針について
第 2 回検討委員会 (H28. 2. 10)	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 回地域ワーキンググループの結果について 基本計画（素案）について
第 3 回検討委員会 (H28. 7. 25)	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 回地域ワーキンググループの結果について 基本計画の構成について
第 4 回検討委員会 (H28. 10. 24)	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画（原案）について

3) 設置要綱

宮崎県沿道修景美化推進検討委員会設置要綱

平成27年9月4日

改正

平成28年2月10日

平成28年7月25日

県土整備部道路保全課

(設置)

第1条宮崎県沿道修景美化条例に基づき推進している沿道修景美化の取組について、現状の問題点を整理するとともに、今後目指していく目標像及び具体的な管理水準等を定めた沿道修景基本計画を策定するに当たり、専門家等から幅広く意見を聴取し、計画に反映させるため宮崎県沿道修景美化推進検討委員会以下委員会というを設置する。

(検討事項)

第2条委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

(1) 沿道修景美化推進路線の修景コンセプトに関すること。

(2) 地域ワーキンググループの枠組みに関すること。

(3) 沿道修景基本計画に関すること。

2 委員会は、前項に定める事項のほか、委員会が必要と認める事項について協議することができる。

(構成)

第3条委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。(別表省略)

(会議)

第4条委員会は、県土整備部長が招集する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

5 県土整備部長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条委員会の庶務は、宮崎県県土整備部道路保全課において処理する。

(委任)

第6条この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年9月4日から施行し、平成28年3月31日限りその効力を失う。

附則(平成28年2月10日改正)

この要綱は、平成28年2月10日から施行し、平成28年9月30日限りその効力を失う。

附則(平成28年7月25日改正)

この要綱は、平成28年7月25日から施行し、平成29年3月31日限りその効力を失う。

(2) 地域ワーキンググループ

1) ブロック分け

県内各地域における「主要な観光地のつながり」、「道路ネットワークのつながり」、「地理的なつながり」、「生活圏のつながり」等の条件から、以下の5ブロックに分割し、それぞれにワーキンググループを設置する。

- ①日南海岸ブロック (宮崎市、日南市、串間市)
- ②都城・霧島ブロック (都城市、小林市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町)
- ③西都・児湯ブロック (西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、西米良村)
- ④日向・東臼杵ブロック (日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村)
- ⑤延岡・西臼杵ブロック (延岡市、高千穂町、日之影町、延岡市)

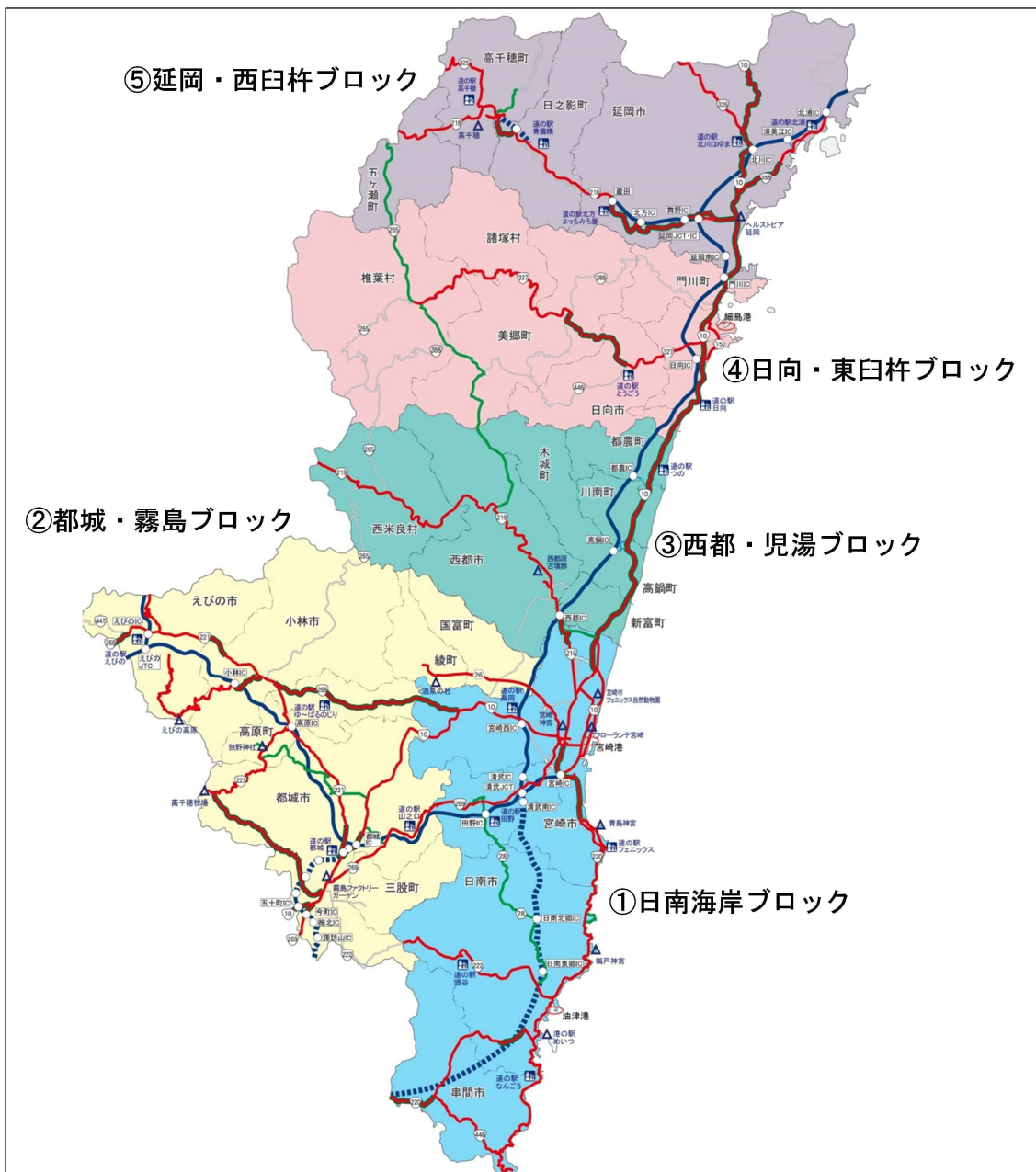


図 18：地域ワーキンググループのブロック分け

2) メンバー構成

地域ワーキンググループのメンバーは、各ブロックの民間関係団体及び行政関係者等により構成する。

○民間関係団体等

各ブロックにおいて、地元の道路の愛護や美化に関する活動、又は、観光振興や地域おこし等に取り組んでいる地域・団体・企業等の中から、以下のようなメンバーを選出する。

- ・自治会関係者
- ・道路愛護、道路美化活動団体
- ・道の駅
- ・日本風景街道関係団体
- ・道守関係団体
- ・交通機関関係者
- ・商工会関係者
- ・地元企業
- ・地元造園、沿道修景関係者

○行政関係者

各ブロックにおいて、国・県および地元市町村の各行政担当者の中から、以下のようなメンバーを選出する。

- ・道路管理者（国・県）
- ・市町村担当者（景観、観光等）

3) 検討事項

表6：地域ワーキンググループでの検討事項

第1回地域 ワーキンググループ (H27.12.10～25)	・各ブロックにおける沿道修景美化の現状と課題について
第2回地域 ワーキンググループ (H28.3.15～29)	・修景コンセプトと今後の対応方針について ・地域、市町村との連携について

沿道修景美化推進に係る地域ワーキンググループ設置要領

平成27年11月4日

県土整備部道路保全課

4) 設置要領

(設置)

第1条 宮崎県沿道修景美化条例に基づき推進している沿道修景美化の取組について、現状の問題点を整理するとともに、今後目指していく目標像及び具体的な管理水準等を定めた沿道修景基本計画を策定するに当たり、宮崎県沿道修景美化推進検討委員会における検討の参考とするため、同委員会設置要綱第6条に基づき、別図に掲げる県内5ブロックにおいて地域ワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 WGは、宮崎県沿道修景美化推進検討委員会設置要綱第2条に定める事項に関して検討を行う。

(構成)

第3条 WGは、別表に掲げる委員をもって構成する。(別表省略)

(会議)

第4条 WGは、宮崎県沿道修景美化推進検討委員会委員長が招集する。

2 宮崎県沿道修景美化推進検討委員会委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者をWGに出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 WGの庶務は、宮崎県県土整備部道路保全課において処理する

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、宮崎県沿道修景美化推進検討委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月4日から施行し、平成28年3月31日限りその効力を失う。

2 各種データ

(1) 路線交通量データ (出典：平成22年度道路交通センサス)

県内各路線の下図に示す地点における交通量の変遷をグラフで示します。
 ※平成22年度の交通量データの一部には、高速無料化社会実験に伴う交通の流れの変化が反映されています。

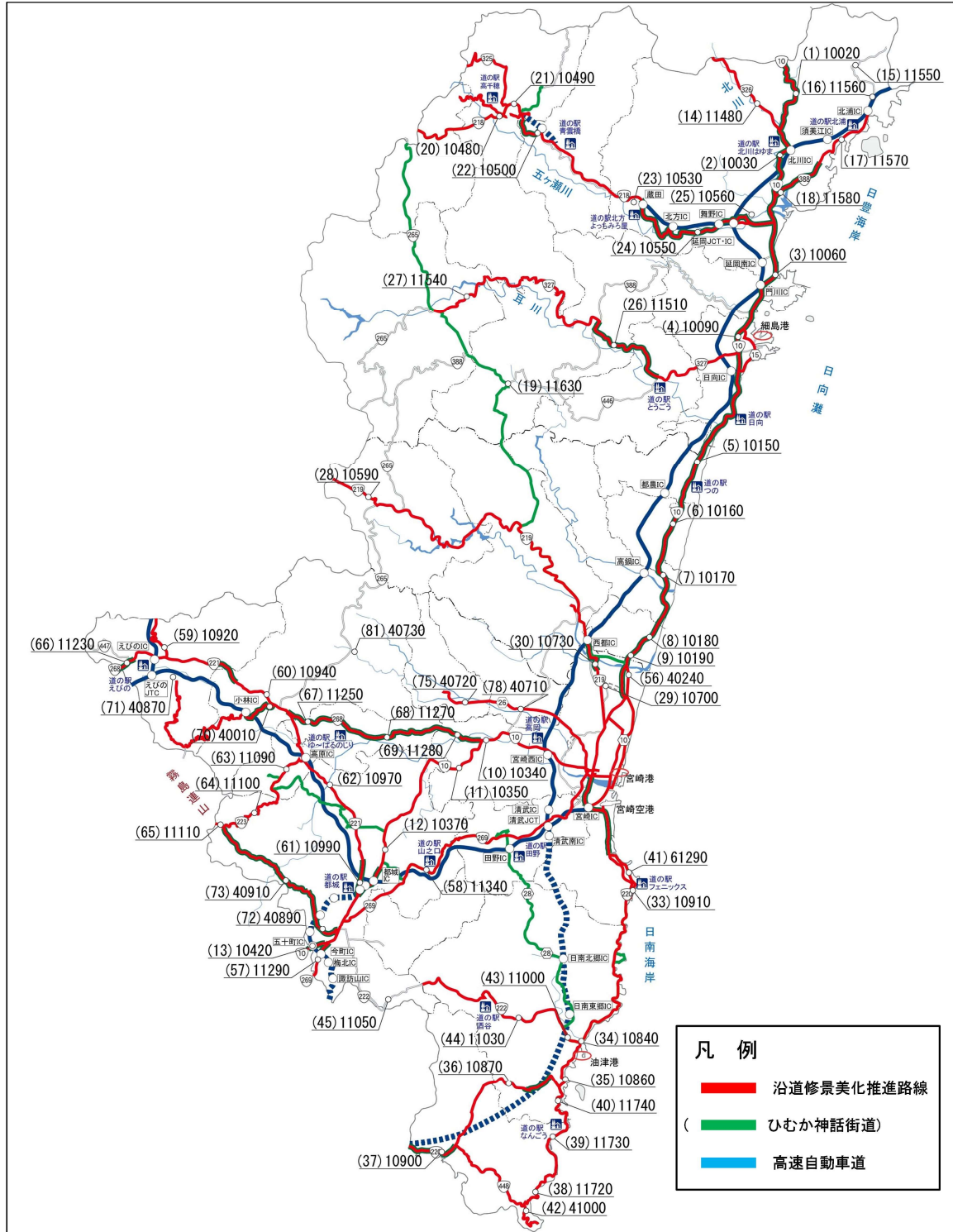


図 19：交通量計測地点位置図



図 20：宮崎市街地の交通量計測地点位置図

・各地点における交通量データ（番号は図19, 20の番号に対応）

(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



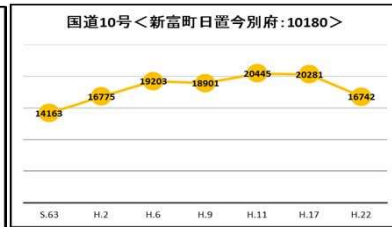
(6)



(7)



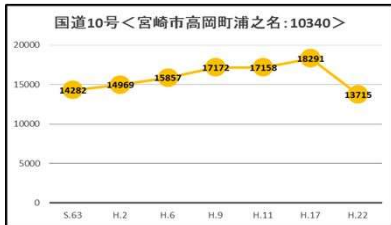
(8)



(9)



(10)



(11)



(12)



(13)



(14)



・各地点における交通量データ（番号は図19, 20の番号に対応）

(15)



(16)



(17)



(18)



(19)



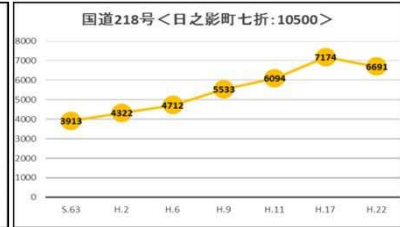
(20)



(21)



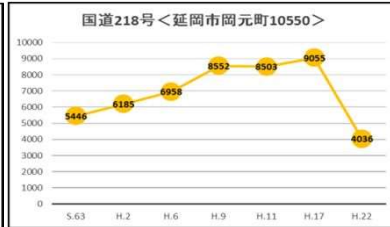
(22)



(23)



(24)



(25)



(26)



(27)



(28)



(29)



(30)



・各地点における交通量データ（番号は図19, 20の番号に対応）

(31)



(32)



(33)



(34)



(35)



(36)



(37)



(38)



(39)



(40)



(41)



(42)



・各地点における交通量データ（番号は図19, 20の番号に対応）

(43)



(44)



(45)



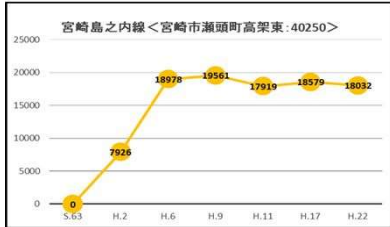
(46)



(47)



(48)



(49)



(50)



(51)



(52)



(53)



(54)



(55)



(56)



・各地点における交通量データ（番号は図19, 20の番号に対応）

(57)



(58)



(59)



(60)



(61)



(62)



(63)



(64)



(65)



(66)



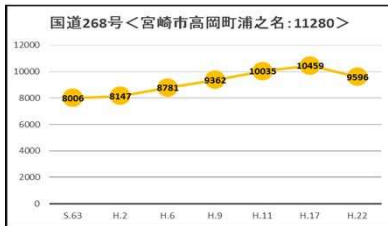
(67)



(68)



(69)



・各地点における交通量データ（番号は図19, 20の番号に対応）

(70)



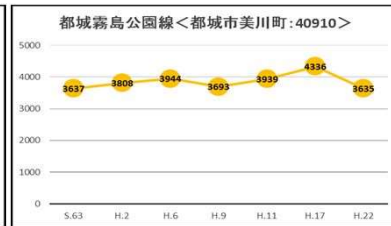
(71)



(72)



(73)



(74)



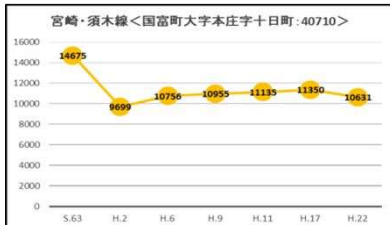
(75)



(76)



(77)



(78)



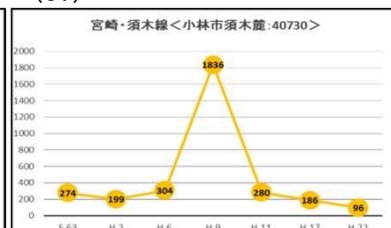
(79)



(80)



(81)



(2) 観光地入込客数データ（平成27年度宮崎県観光入込客統計調査結果より）

県内の観光地や観光入込客数の変遷をデータとグラフで示します。

※観光入込客数は平成22年を境に調査手法が変わっているため、それ以前のデータは参考値となります。

※主要な観光地の観光入込客数は各市町村の調査に基づく参考値となります。

1) 観光地の変遷

表7：観光地の変遷

	昭和43年 (1968年)	平成2年 (1990年)	平成27年 (2015年)
本県の観光客数 ()は県外客数	523万人 (290万人)	1,095万人 (527万人)	1,580万人 (686万人)
主な観光地や 観光施設	高千穂峡 青島～日南海岸 都井岬 えびの高原 西都原古墳群	高千穂峡 青島～日南海岸 都井岬 えびの高原 西都原古墳群 京町温泉 生駒高原 須美江家族旅行村 関之尾公園 サボテン園 酒泉の杜	高千穂町 西都原古墳群 鶴戸神宮 青島神社 えびの高原 酒泉の杜 道の駅つの 道の駅フェニックス 道の駅えびの 宮崎神宮
主な移動手段	観光バス・タクシー	自家用車	自家用車

2) 本県の観光入込客数の推移

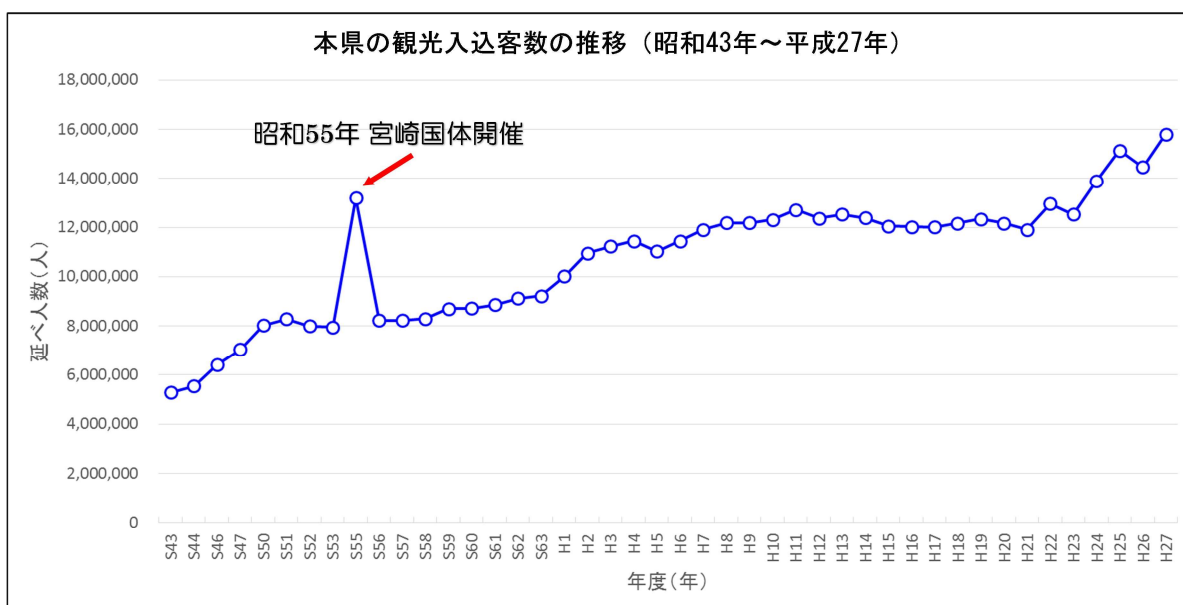


図 21：本県の観光入込客数の推移

3) 主要な観光地の観光入込客数の推移

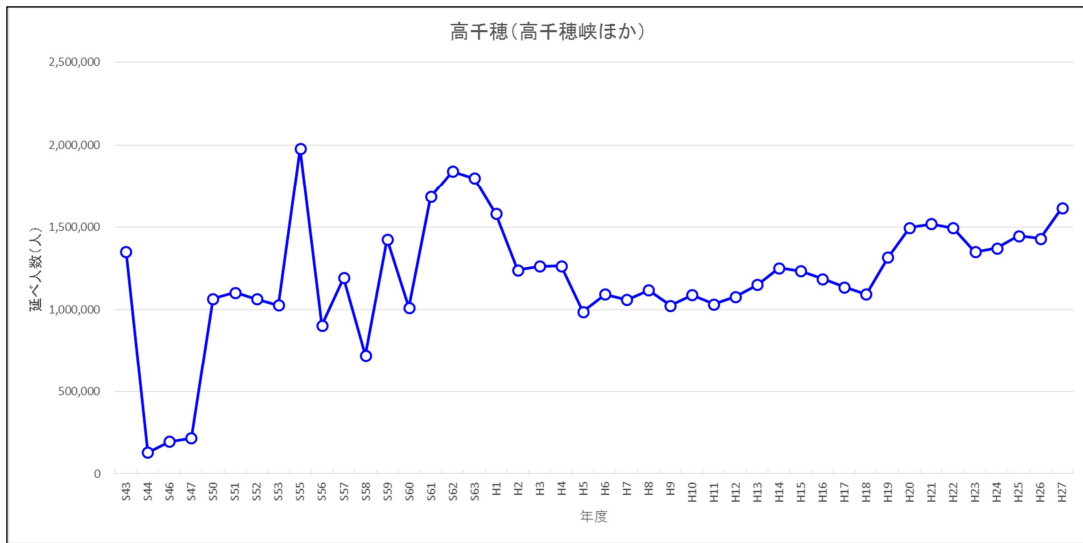


図 22：高千穂（高千穂峡ほか）の観光入込客数の推移

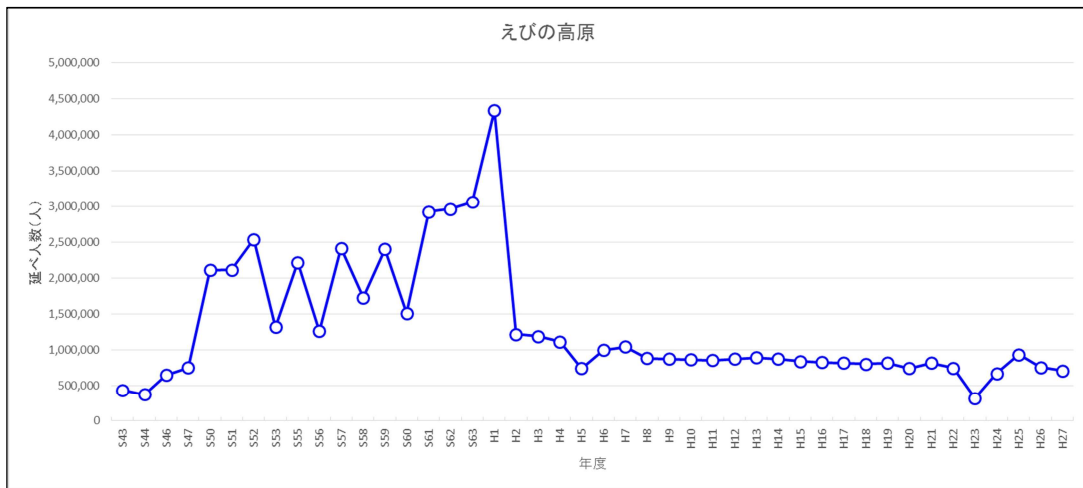


図 23：えびの高原の観光入込客数の推移

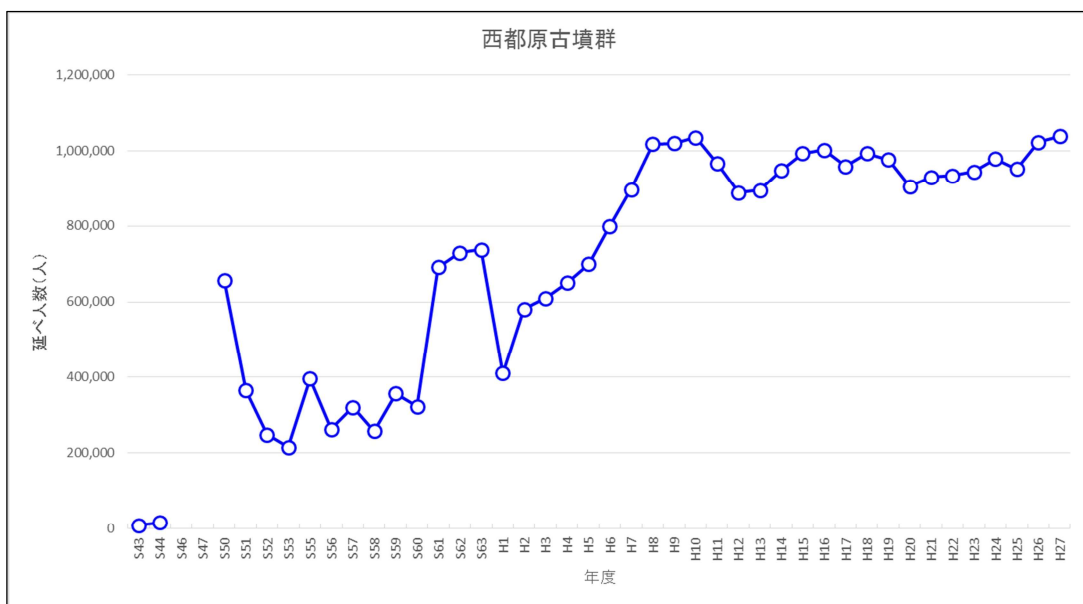


図 24：西都原古墳群の観光入込客数推移

